

## 保守点検

| 根 法  | 拠 法   | 令 | 解 説  |
|--|---|---|--|
| 净化槽法<br>(净化槽管理者の義務)                            | 第 10 条<br>(P-94 参照)   |   |  |
| 第 8 条 净化槽の保守点検は、净化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。 |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>保守点検は、净化槽の正常な機能を維持するための業務であり、本来の技術上の基準に従って、これらの状況を点検し、逐一把握するとともに、状況に応じて適切な調整や修理を行なう。</li> </ul> |
| (条例による净化槽の保守点検を業とする者の登録制度)                     | 第 48 条 都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区とする）は、条例で、净化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ净化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。<br>2 前項の条例には、登録の要件、登録の取り消し等登録制度を設ける上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 五年以内の登録の有効期間に関する事項</li> <li>二 備えるべき器具に関する事項</li> <li>三 净化槽管理士の設置に関する事項</li> <li>四 净化槽清掃業者との連絡に関する事項</li> <li>五 保守点検の業務を行おうとする区域を記載した書面の提出等に関する事項</li> </ul> 3 市町村長（保健所を設置する市及び特別区の長を除く）は、第一項の登録を受けた净化槽の保守点検を業とする者の業務に関し、違法又は不適正な事実があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。 |   |  |